

南国市立図書館カーテン一式 仕様書

1. 購入物品名

南国市立図書館カーテン一式

2. 概要

本仕様書は、南国市立図書館の新築に伴い南国市（以下、「発注者」という。）が発注する「南国市立図書館カーテン一式」購入に適用するものである。

3. 品名、規格、数量等

別紙「南国市立図書館 備品工事 カーテン」のとおり。

4. 納入場所及び納入期限

発注者立ち合いの下、南国市立図書館（南国市駅前町3丁目に建設中の新図書館、令和7年11月28日竣工予定）へ納入すること。納入期限は令和8年2月28日（土）までとし、搬入の経路、設置位置、日程等は事前に発注者と協議して決めるものとする。

5. 納入計画書の提出

受注者は、契約締結後、発注者と打ち合わせのうえ、納入計画書を提出すること。

6. その他

- (1) カーテンレールの取り付けは建設工事にて施工予定であるため、本件には含めない。
- (2) カーテン生地は、建物との調和を考慮しデザインされた特注生地とする。デザイナーは次のとおり。

株式会社安東陽子デザイン

東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-55-12 ヴィラ・パルテノン5C

- (3) 色等の詳細は、契約締結後に発注者から指示する。また、製作にあたっては、あらかじめ発注者の指示を受け、試作、または見本を提出し、承認を受け製作にかかること。
- (4) 現場搬入及び取り付け等には、荷造用材料、作業場所周辺の後片付け及び清掃を行い、発生材は関係法令等に従い適切に処理すること。また、建物内の設備等

に損害を与えないよう、必要な養生を講じること。納入及び設置等において、建物内の設備等に損害を与えた場合は、受注者の責任において原状復帰すること。

- (5) 納入日から1年以内に本調達物品に瑕疵のあることが発見されたときは、受注者は発注者の請求により、無償で新規取替えまたは修理し、その瑕疵によって生じた損害を補償すること。
- (6) 搬送、納品、設置、調整等に係る経費は全て入札金額に含めること。
- (7) 納入にエレベーターは使用可能。(出入口寸法 H2100×W800、かご内寸法 H2250×W1400 (手すり分を除くと W1252) ×D1350)
- (8) 納入時に納入物品の仕様説明等を行うこと。
- (9) 図面及び仕様書に明記のない場合、相違のある場合、または疑義を生じた場合は、発注者と協議すること。
- (10) 本件における契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和40年条例第4号)第3条により、南国市議会の議決を得た後、発注者が受注者に対してこの契約を本契約とする旨の通知をしたときに本契約となる仮契約とする。南国市議会で議決を得られなかった場合、発注者は受注者に対していかなる責任も負わない。
- (11) 本仕様書に定めのない事項または疑義を生じた場合は、その都度発注者と受注者が協議して定めるものとする。